

# 「文化財」と国民の受容

132015 菅沼明正

## 目次

序論

問題意識

仮説

研究手法

研究対象

先行研究の批判と本研究の意義

本論

1章 戦後と「文化財」

1-1 戦火に残る「文化財」

1-2 ナショナル・アイデンティティと「文化財」

1-3 共産党系知識人及びマルクス主義歴史学者と「文化財」

2章 「文化財」と「愛護」

2-1 国民の文化財観賞と破壊

2-2 戦後教育と「文化財」の活用

2-3 「文化財」を愛護する主体の形成

結論

今後の見通し

## 序論

### 問題意識

文化財を批判的に研究する姿勢は 1990 年代の国民国家論によってもたらされた。その中でも 1991 年に書かれた歴史学者の高木博志の「近代天皇制の文化史的統合-立憲国家形成期の文化財保護行政」は、今日の文化財保護法の根幹に位置する国宝が天皇制イデオロギーと結びついた形で明治期に創造されたことを立証し、文化財は明治期以降日本人のアイデンティティの中核であったことを世間に打ち出した<sup>1</sup>。今日では、文化財は明治期より日本人のアイデンティティの中核であったことは通説となっている。

本研究はこの通説に対して異議を申し立てている。明治期における文化財に関する論調を『太陽』『中央公論』『日本及日本人』の主要総合雑誌、美術関係雑誌、建築雑誌などの論調を調査したが、明治期より文化財が日本人のアイデンティティの中核となっているという痕跡は見あたらなかった。このため、筆者は、文化財が日本人のアイデンティティとなるのは戦後だったのではないかと考え研究を進めてきた。

1950 年の文化財保護法は従来存在していた国宝、史蹟名勝天然記念物を総括して文化財とし、国民的財産とした<sup>2</sup>。つまり、従来の国宝、史蹟名勝天然記念物、1950 年に新たに保護の対象となった無形文化財を含めた文化財を日本人のアイデンティティの基盤とした、と言えるであろう。その意味において、現在文化財保護法において指定されている文化財をまとめて、保護すべき重要なものである、と説明することは容易なことである。たとえば、この種の論調として歴史学者の段木一行は次のように述べている<sup>3</sup>。

「文化財とは歴史的・文化的所産であって、他のものをもってかえることのできない重厚味を秘めている。このことはそれぞれの民族が、それぞれの歴史の中で創造し、育てて来た確かな証であり、他の民族がけっして侵してはならない性質のものである。それは民族の尊厳そのものであって、崇高にして尊重されなければならない。」

---

<sup>1</sup> 馬原鉄男・掛谷宰平編『近代天皇制国家の社会統合』（文理閣,1991）初出。高木博志『近代天皇制の文化史的研究-天皇就任儀礼・年中行事・文化財』（校倉書房,1997）において「立憲制度成立期の文化財保護」という論題で所収。

<sup>2</sup> より厳密に言うならば、国宝という価値付けは 1897 年の古社寺保存法、史蹟名勝天然記念物という価値付けは 1919 年の史蹟名勝天然記念物保存法を起源としている。国宝については「特に歴史の証徴又は美術の模範となるべきもの」という基準、史蹟名勝天然記念物には明確な基準がないが、国民的財産という位置づけはされていなかった。1933 年に施行された重要美術品等ノ保存ニ関スル法律においても国民的財産と位置づけはされていない。

<sup>3</sup> 段木一行「文化財保護法制定以前」『法政史学』法政大学史学部 52,1999 p4

文化財は、歴史の中で創造され育まれてきたものであり、民族、つまり日本人、の尊厳そのものであるから崇高にして尊重されるものである、という主張である。マスメディアによる多くの報道や研究、主に考古学や文化財保護行政学などの文化財を肯定的に捉えているもの、が依拠しているのも、このような論調であると考えられる<sup>4</sup>。確かに、現存している文化財は歴史の中で創造され今日まで残ってきた。しかし、そのみの理由で文化財が日本人の尊厳そのもの、アイデンティティの基盤であると言ってよいのであろうか。たとえば、法隆寺夢殿の救世観音像は、1884年の明治政府のフェノロサらによる宝物調査以前、宗教的な理由で秘蔵されてきたために残ってきたのである。

勿論、1950年当時、多くの人々が文化財は日本人の尊厳そのものであると認識していたのならば問題はないのかもしれない。だが、事実はそうではない。1966年の総理府による文化財に関する世論調査では、代表的な文化財の中から親しまれていると思われる52件の文化財を選んで名前を3000人の調査対象者に見せるというものであるが、実際に行って見たことがあると回答した割合が15%、見たときの印象が残っていると回答した割合が7%と極めて低い結果が出ている<sup>5</sup>。つまり、代表的な文化財でさえも見た印象が残っている人々が少ないのであるから、文化財は日本人の尊厳そのものであると認識しているという人々は極めて少数であったことが考えられる。

より問題の本質を明確にするならば、文化財は、多くの人々にとって日本人のアイデンティティの基盤と認識されていなかったのにも関わらず、文化財保護法によって国民的財産、つまり日本人のアイデンティティとされ、その後国民一般が「文化財は保護すべき重要なものである」と語るように何らかの働きが生じることにより、文化財は日本人のアイデンティティの基盤であるという論調が支配的なものとなったのではないか、ということである。

本研究はベネディクト・アンダーソンの『想像の共同体』の方法論を応用し、文化財とはイメージとして心の中に想像されるものだと定義している。文化財は、決してナショナル・アイデンティティである必然性はなく、ナショナル・アイデンティティとなるべきも

---

<sup>4</sup> 文化資源学者の木下直之の「未来の相続者は誰なのか？-文化財と文化遺産」（『民博通信』No.108 2005）という論考における「文化財と呼ぼうが文化遺産と呼ぼうが、保護制度そのものはもはや自明のごとくあり、誰も疑おうとはしない」という指摘に対して、考古学者の山成孝治は「法や制度に対する根本的な問題が提起されているのにもかかわらず、私の見る限り、考古学の世界では、法や制度はまさに自明のものとして存在してきた。」と述べている（「文化財」とは何か-高松塚古墳壁画「恒久保存」策決定に寄せて-『展望』12,2005 p2）。

<sup>5</sup> 「文化財に関する世論調査について（上）」『月刊文化財』1967, 1 p44、「文化財に関する世論調査について（下）」『月刊文化財』1967, 2 p44

のとしてそれを必要とした人々によってもたらされた。公的ナショナリズムの政策手段が作動されてきた文化財に対して、保護すべき重要なものとして共同のイメージをもつ人々、つまり主体が形成されたと考えている。

## 仮説

以上のような問題意識を踏まえた上で、立てられる仮説を整理すると、「戦前日本人のアイデンティティの基盤ではなかった文化財は、戦後日本人のアイデンティティの基盤とみなされ、何らかの形で「保護すべき重要なものである」と語る主体が形成されたと考えられる」ということになる。

まず、戦後において、文化財が日本人のアイデンティティの基盤でなかった状態から、日本人のアイデンティティの基盤とみなされるようになるということから、支配者層の間で文化財を日本人のアイデンティティの基盤とする必要性があった仮定できる。そのために、議員及び保守政権と文化財の関係、文化財を支配階級の文化であると否定的にみる共産党系知識人、マルクス主義歴史学者と文化財の関係を検証する必要がある。

そして、前述したように、1966年の文化財に関する世論調査において、見たことがあると回答した割合が15%であることから、「文化財を保護すべき重要なものである」と語る主体が形成される以前にも、国民は文化財に接触した可能性があり、その後何らかの働きのもとで、そのように語る主体が形成されたということを論証する。

## 研究手法

研究手法として、戦後の文化財に関する論調を歴史的に調査し、「文化財は保護すべき重要なものである」と語る主体の形成を社会学的に分析する。

社会学の方法論として、前述したようにベネディクト・アンダーソンの『想像の共同体』の公的ナショナリズムの概念を用いている。

アンダーソンは、宗教を定義するように、国民をイメージとして心の中に想像されたもの、としている。いかに小さな国民であろうと、これを構成する人々は、その大多数の同胞を知ること、会うことも、あるいはかれらについて聞くこともなく、それでいてなお、ひとりひとりの心の中には、共同の聖餐のイメージが生きているからである。また、彼は、国民は限られたものであるとして想像される、としている。どれほどの生きた人間を擁する国民ですら、限られた国境をもち、その国境には他の国民がいるからである<sup>6</sup>。

こうしたアンダーソンの国民概念は、文化財にも当てはまることであると考えられる。

---

<sup>6</sup> ベネディクト・アンダーソン『想像の共同体』（NTT出版,1997）p24-25

なぜならば、戦前の国宝、史蹟名勝天然記念物、重要美術品と指定されているものが1万5千件あり、今日有形文化財、無形文化財、史蹟名勝天然記念物文化財をはじめとした文化財に指定されているものも1万2千件を超えていて、それらのすべての文化財を知るよしもなく、接することも、または耳にすることもなくとも、一人一人の人々は、保護すべき重要なものとして共同のイメージが存在しているからである。また、文化財は限られたものであり、文化財の枠組みの外には、指定されていない美術品や史跡、樹木しいては音楽や映画などあらゆるものが存在しているからである。

そして文化財は、アンダーソンが述べる公定ナショナリズムの政策手段を作動させられた可能性がある<sup>7</sup>。文化財は、決してナショナル・アイデンティティである必然性はなく、ナショナル・アイデンティティとなるべきものとしてそれを必要とした人々によってもたらされたと考えられる。そして、文化財は、日米戦争後における排除されるかのような危機に面した際に、同列視されていた他の文化的要素を排除してナショナル・アイデンティティであるかのように振る舞わされ、文化財と国民があたかも結びついているかのような、見せかけの際限なき肯定として教育、宣伝という戦略をとらされてきた可能性があるのだ。

その結果として、公的ナショナリズムの政策手段を作動されてきた文化財に対して、保護すべき重要なものとして共同のイメージをもつ人々、つまり主体が形成されたと考えられる。

ここで用語の定義について言及するが、本論では、アンダーソンの方法論を応用したイメージとしての文化財を、実体のある文化財と分けて、「文化財」と定義する。なお、1950年の文化財保護法以前の国宝、史蹟名勝天然記念物、重要美術品も、文化財としていることを注記しておく。

## 研究対象

戦後の文化財に関する論調、および文化財に関する雑誌記事である。

ここで戦後の論調を調査すると述べたのは、管見によれば、国民一般が文化財を受容するのは戦後、とりわけ高度経済成長期以降であるからである。国宝というカテゴリーが創出された1892年以降から戦後まで、政府による観光政策は外国に対して行われて、国民一

---

<sup>7</sup> シヤムにおいて、チュラロンコンを継いだ息子のワリラウトが、ヴィクトリア時代の後期に英国で教育を受けたにもかかわらず、しかも自分自身の血筋としては中国人に近かったにもかかわらず、中国人移民が政治参加しはじめたのを契機として自らをシヤム「最初のナショナリスト」として演出したこと。そして、公定ナショナリズムの戦略として初等義務教育、国家の組織する宣伝活動などをすべて発動し、王朝、つまり自ら、と国民が一体であることを肯定した。（ベネディクト・アンダーソン『想像の共同体』（NTT出版,1997）p165-166）

般が文化財に接する機会はほとんどなかった。戦前の国宝に関する論調は主に個々の美術品や建造物を研究している美術史研究者、東洋史研究者によるもので、彼らの間で美術という普遍的価値のあるものと考えられていただけであった。このような理由で、戦後という時代設定を行っている。

## 先行研究の批判と本研究の意義

まず、高木博志の研究に対する批判から始めたい。

前述したように、高木は「近代天皇制の文化史的統合-立憲国家形成期の文化財保護行政」において、今日の文化財保護法の根幹に位置する国宝が天皇制イデオロギーと結びついた形で明治期に創造されたことを立証し、「それを受け入れる基盤として国民間のナショナリズムが明治二十年以降広範に存在した」と述べ、文化財は明治期以降日本人のアイデンティティの中核であったと論じている<sup>8</sup>。

しかし、文化財が明治以降日本人のアイデンティティの中核であったならば、1966年の総理府による文化財に関する世論調査の結果をどのように位置づけるのであろうか<sup>9</sup>。この調査は、代表的な文化財の中から親しまれていると思われる52件の文化財を選んで名前を3000人の調査対象者に見せるというものであるが、実際に行って見たことがあると回答した割合が15%、見たときの印象が残っていると回答した割合が7%と極めて低い結果が出ているのである。この調査がいう代表的な文化財は戦前から国宝または史蹟名勝天然記念物に指定されていたものである。実際に見たことがないもの、見ても印象が残っていないものが、ナショナル・アイデンティティの中核になりえるのだろうか。この点において、文化財が明治以降日本人のアイデンティティの中核であったという高木の主張は批判できると考えられる。

本研究は、戦後における「文化財は保護すべき重要なものである」と語る主体の形成過程、つまり文化財の国民の受容の問題を検証するのであるが、このような研究は管見の範囲では見あたらなかった。より近接した研究を挙げ、その批判的見解を述べていく。

社会学者の小川伸彦は「保存のかたち-文化財・博物館の社会学のために」という論考で、人々が文化財を重要なものと認識することについて「制度としての文化財-明治期における〈国宝〉の誕生と宗教・美術の問題-」において検証した、と述べている<sup>10</sup>。「制度として

<sup>8</sup> 高木博志『近代天皇制の文化史的研究-天皇就任儀礼・年中行事・文化財』（校倉書房,1997）p301-302

<sup>9</sup> 「文化財に関する世論調査について（上）」『月刊文化財』1967, 1 p44、「文化財に関する世論調査について（下）」『月刊文化財』1967, 2 p44

<sup>10</sup> 小川伸彦「保存のかたち-文化財・博物館の社会学のために」『奈良女子大学社会学論集』1999

の文化財-明治期における〈国宝〉の誕生と宗教・美術の問題-」において小川は、1983年から1987年において京都で問題となった古都保存協力税について、寺への拝観者を「文化財鑑賞者」と「おまいの皆さま」というように、市側と寺側で対立している原因を、文化財を美術品と見なすか宗教的なものとみなすかという問題だとしている。そして、宗教的なものが美術品とされる淵源を1897年の古社寺保存法による国宝というカテゴリーの創出に求めている。この法律により、宗教的なものが、美術の観念を媒介として国家的なシンボルへと制度的に読みかえられたからである。

小川はこの論考で「制度化された価値尺度は、ひとびとの間に急速に内面化されていく。これを担ったのが、刀剣などとならべて仏像の写真が載った歴史の教科書であり、仏画が陳列してある博物館であり、教育の一環として行われる京都、奈良への修学旅行である。」と述べている<sup>11</sup>。この箇所において、人々が文化財を重要なものと認識することについて検証した、と小川が考えていることが想定されるが、人々が文化財は重要なものであると認識することと文化財を美術品と解釈し観賞することは問題の本質が違ふと筆者は考える。人々が文化財は重要なものであると認識するという事は、単に観光などにおいて観賞するという行為に留まることではないと考えられる。本論でも述べている通り、話題や流行によって興味本位で文化財を観賞することも可能だからである<sup>12</sup>。美術品として観賞しない場合でも、たとえば古く珍しいものとして観賞する場合などでも、文化財は重要なものであると認識することは可能であることも考えられる。また、制度化された価値尺度が人々に内面化されていく過程について検証されていないことは、人々が文化財を重要なものと認識することについて検証したことにはならないと考えられる。

歴史学者の塚本学は「文化財概念の変遷と史料」において、文化財という概念は、芸術的価値が中心的なものであったが、高度経済成長期による民俗慣行や諸行事の消滅や民衆史への関心の高まりにより、過去の人々の生活遺産を示すものへと変化が進んだ、と論じている<sup>13</sup>。この研究は文化財保護法の改正による民俗資料の有形文化財というカテゴリーからの分離の面に着目しているため、国民の受容については検証されていない。国土開発による埋蔵文化財の破壊の多発により生じた文化財保存運動により文化財概念が普及した、と言及しているが、具体的には検証されていない。なお、文化財保存運動が全国で少しずつ展開されたとしても、文化財という言葉の普及、それによる観光への動機には繋がるかもしれないが、「文化財は保護すべき重要なものである」と語る主体の形成には繋がらな

<sup>11</sup> 小川伸彦「制度としての文化財-明治期における〈国宝〉の誕生と宗教・美術の問題-」『ソシオロジ』社会学研究会 5,1991 p123

<sup>12</sup> ただし、小川が、興味本位で人々が文化財を観賞するということを人々が文化財を重要なものであると認識することと考えているならば批判の余地はない。

<sup>13</sup> 塚本学「文化財概念の変遷と史料」『国立歴史民俗博物館報告書』1991



いと筆者は考えている。

以上の先行研究への批判を踏まえて本研究の意義を述べるならば、文化財は明治期より日本人のアイデンティティの中核であったという通説を否定し、戦後において文化財が日本人のアイデンティティの基盤とされ、それを受容する国民が形成されることを論証したこと、に本研究の意義があると言える。なお研究の限界については、今後の見通しの箇所でも触れたいと思う。

## 本論

### 1章 戦後と「文化財」

本章では、「文化財」が日本人のアイデンティティの基盤とされていく過程を論じている。第1節では、戦中の文化財がどうして残ることとなったのかということ概観し、第2節では、文化財が日本人のアイデンティティの基盤とされていくことを検証し、第3節では、「文化財」を支配階級の文化であると否定的にみる共産党系知識人、マルクス主義歴史学者と「文化財」の関係を検証する。

#### 1-1 戦火に残る文化財

多くの者が死んだ日米戦争。それに反し、多くの「文化財」が戦火を生き延びた。戦前国宝、重要美術品に指定されていた1万5千件もの文化財のうち、戦災によって焼失した文化財は86件だった。焼失したものの大半は持ち運びのできない建造物であり、焼失した文化財のうち64件を占めていた<sup>14</sup>。だが、「文化財」が日本人のアイデンティティの基盤であったために、多くの人々が命に代えて保存したわけではなかった。

文化財観賞の観光政策が奨励され始めたのは昭和の始めで、鉄道省の中に設置された観光局がその役割を担っていた。奨励の重点は外国人客の観光に置かれ、日本人には奨励すべきでないというのが政府、特に軍部の総意であった。海外に対する日本の宣伝のためでなければ補助金さえもおろさない状況であったのである<sup>15</sup>。多くの人々にとって「文化財」とは、戦前の郷土教育による国民強化政策によって崇拜の対象とされていた天皇に纏わる聖蹟を除けば、噂で聞いたことがあるもの、又は地方に点在する史跡などで見たことがあるものなど、漠然と重要なものという程度の認識にすぎなかった<sup>16</sup>。

戦中の文化財保護に一役買ったのは文部省の役人である。どうにか文化財を守ろうと努

---

<sup>14</sup> 三輪嘉六「日本の戦中、戦後復興時の文化財保護」 p141

<sup>15</sup> 平山孝「観光と文化財」『月刊文化財』9, 1965 p8

<sup>16</sup> ここで天皇に纏わる聖蹟を除いているのは、1950年の文化財保護法で聖蹟は史蹟名勝天然記念物から除外されたからである。

力し続けたのであった。だが、文部省の役人たちは、予め空襲の被害が少ない場所に疎開させる計画を立て実行したわけではなかった。日米戦争が始まる1年前に帝室博物館で協議会が開かれ、移動可能な仏像や宝物品などの文化財を疎開させることが議論されたが、戦争の見通しが立たないために、重要なものから等級別に分類して、疎開できるように準備し、倉庫建設を決定する、という状態であった。42年の春に本土が空襲されると同時に慌ただしく「文化財」の疎開が始まるが、全国的に疎開先が決定したのは43年末、本土空襲が激化した45年になっても、疎開が完了した文化財は半数に満たなかった。

文部省と軍部のセクショナリズムは著しく、文化財の保護と言っても政府によって組織立てて行われたわけではなく、混乱の最中でどうにか残ったというのが本当のところであった。

45年には上野公園の博物館前広場に高射砲陣地ができ、上野の山に軍隊が移動してきて、博物館の建物を軍へ提供しなければならなかった。それも東京防衛司令部の兵舎になるために建物を空にして即刻明け渡し、というものであった。博物館の文化財は、一部は疎開していたものの、全部を疎開させなければならなかったのである。疎開先は辛うじて根回しすることができても、搬送する資材もないという状況で、軍が保有していた材木をどうにか調達し、博物館裏に製材機を持ち込み自給自足で輸送用の箱を作るほどである。また、文化財の疎開先として東京都下南多摩郡の浅川御陵地に倉庫を建設したが、軍需工場が建設され始めたため、そこにあるすべての文化財を奈良へ移動しなければならないという事態も生じた。疎開先が軍部に振り回される背景には、後述するウォーナー白書の噂を聞いた軍部が爆撃のないところを拠点としようとしたことが挙げられる。

文部省の役人たちは生死の際で疎開作業を行っていた。45年3月になると東京空襲が激しくなり、家が焼かれる人も少なくなかった。家が焼かれた者は4、5日行方不明になり、また健康な者は兵隊に行った。残った者たちもみな空腹な状態であり、作業人員も集まらなくなってきた。宮内省から一人一合ずつの米を特配してもらい、どうにか人員を確保していたという状況であった。

戦中に文化財が保護された背景には、こうした日本国内では文部省の役人の尽力が大きかった。しかしながら、彼らだけで文化財を保存できたのではない。周知のようにウォーナー白書の存在が大きかった。これはアメリカ軍の機密文書であり戦後に公開されたのであるが、日本の芸術的、歴史的記念物を保護救済するための文書であった。これは、アメリカの学界と美術館の代表者によって建議され、大統領のルーズベルト、国務長官および国防長官の賛意のもとで国務省に設置された「戦争地域における美術館及び歴史的記念物の保護及び救済に対するアメリカの委員会」に提出されたものである。この白書は、4等級にわけて美術品、建造物、博物館、図書館などが記載され報告書と、それが所在する場

所に印しが付いている日本全国の地図と一組のものであった。この白書が極東軍最高司令官のマッカーサーによってどう扱われたかは明らかではないが、このような白書は、日本だけでなく、ヨーロッパ各国に対しても作られていたものだった。

例としてヨーロッパにおいてアイゼンハウアー総司令官が各司令官、各高級部隊長に宛てた手紙を見てみることにする。

「近くわれわれはヨーロッパ大陸を横切ってわれわれの戦闘を進めていく段階に達したと信ずる。このわれわれの戦いはわれわれの文化を保存するための戦いなのである。しかしながらわれわれの進軍する道に当たっては、歴史的の記念物とか、文化的の中心施設とか、つまり世界的のそういうものを保存しようとするがためにわれわれは戦いつつある、そのわれわれの戦争動機のシンボルの如き歴史的記念物や文化的中心施設が、われわれの進軍途上に見いだされるということも避けがたいことであろう。可能なるあらゆる場合に、これらの人類文化のシンボルを保護し、尊重することは、われわれ司令官の責任である。…重要な文化財の損傷及び破壊が絶対的必要でない場合、即ちその損傷及び破壊の理由が立たない場合、そういう場合はたくさんあり得るのである。そういう場合には、自制と規律によって司令官は歴史的、文化的価値ある中心施設あるいは品物を保存しなければならない…」<sup>17</sup>

この手紙では、進軍する国の文化を人類的な文化として出来るだけの保護をすることが、戦争の動機付けの一つとして、促されている。日本においても、ウォーナー白書はこのような意図のもとに用いられたことが想像できる。日本本土への上陸作戦に実際に使われたわけではなかったが、アメリカによる爆撃段階において文化保護の方針が働いていたために、奈良や京都、鎌倉、上野、本郷地区などが空襲に遭わなかったのである。事実、白書の4等級の内で重要度の高い3つ星、2つ星のものはほとんど爆撃されなかった<sup>18</sup>。

終戦迎えた後も、文化財の疎開の必要がなくなったわけではなかった。漠然と重要なものとして認識されていた「文化財」は、とりわけ帝室のものの場合には疎開の際に民間の人々に協力してもらうこともあったが、終戦によって帝室への考え方が変わることで、盗難や破壊される可能性があったのである。また、アメリカの占領軍が戦利品として持ち去る可能性もあった。たとえば、当時を振り返って戦時中疎開作業に帆走した文部省の役

<sup>17</sup> 矢代幸雄「ウォーナー・リストをめぐって」『芸術新潮』12, 1957 p 292

<sup>18</sup> 3つ星、2つ星、1つ星、星なしの4つの等級に分類されていた。

人の一人は、この危機を前に正倉院の宝物に対して、回想して、「罪を自分だけが着て、極く大切なものを持ってどこかへ逃亡してろうことも考えて見た」と述べていたぐらいである<sup>19</sup>。こうした役人の予想に反して、国民による盗難や破壊は生じることはなく、多くの文化財は戦争の中で残ることとなった。

「文化財」が多くの日本人のアイデンティティの基盤となっていたために命がけで守られたものでもなければ、政府の総意として戦災の中で守り通したものでもなかった。1万を超える文化財が残ったことは、文部省の役人たちの努力とアメリカの進軍政策による偶然の産物とも言えよう。しいて言うならば、戦前まで行われていた国外へ向けた観光宣伝がアメリカによる爆撃を「文化財」に向けないことの一助になったかもしれない。

このように奇跡的に残った文化財が、敗戦後の日本人のアイデンティティの基盤とされていくこととなる。

## 1-2 ナショナル・アイデンティティと「文化財」

1949年1月26日、法隆寺金堂壁画が焼失する事件が起きる<sup>20</sup>。この事件はラジオや新聞の報道により全国に駆けめぐる。朝日新聞、読売新聞には焼けた写真が掲載される。この事件については当初、法隆寺金堂が焼失したなどの誤報が飛び交ったが、焼失したのは壁画のみで、その原因は、修復保存の一環として壁画の模写をしていた作業員が使用していた電気座布団によるものであった。金堂壁画の焼失が話題になったのは、この壁画が国宝に指定されていたものであったからである。

事件当時は衆議院総選挙が行われた直後であり、国会も閉会中であった。特別国会は2月11日に招集され、参議院の文部委員会で早くもこの話題が取り上げられる。戦後保守論壇を形成した「オールド・リベラリスト」と親交の深い作家の山本有三、戦後日本共産党に再入党し参議院議員になった作家の中野重治は、事実確認と責任追及の発言を積極的に行っていた。問題は芋ずる式に引っ張り出され、戦後の文部省の文化財の実情調査、個人所有の文化財の海外流失の危険性という管理のことまで議論されることとなる。当時の委員会はかなりの熱気を帯びていた。

法隆寺金堂壁画の焼失に続き、翌月の1日には国宝の松山城が焼失という事件も起こる。浮浪者の放火か、見物人のタバコの吸い殻か、原因は不明だったのであるが、城に常備してあったポンプの故障の放置という管理責任が追及されることとなった。

戦中のことを考えれば、文部省側は、文化財の保存に帆走した一部の文部省の役人を召

<sup>19</sup> 「文化財はいかにして救われたか」『芸術新潮』12, 1957 p285

<sup>20</sup> 事件の経緯については、遠山彰『法隆寺・金堂炎上』朝日新聞社 1989、法隆寺『回顧・金堂罹災』小学館 1998 が詳しい。

集し、文化財を守ってきたのは我々の側で、大きな問題が生じた場合のみ文部省の責任を追及するような姿勢はおかしいことなのではないか、と主張することも可能であった。だが、そのような主張がされることはなかった。実際には出来なかったのである。なぜなら、敗戦によって軍事、経済の翼をもがれた日本にとって、文化は最後に残されたナショナル・アイデンティティの基盤であったからである。

敗戦直後から「文化国家」は、「平和国家」と同様に掲げられた、スローガンであった。たとえば、河上徹太郎は、1945年10月に「政治、軍事、経済すべての面で手足をもがれたわが国の唯一のホープは文化である」と述べている。京都学派の高坂正顕も8月20日の新聞で「文化戦争に勝て」と主張した。東久邇首相も8月の「一億人総懺悔」の有名な記者会見で「この際心機一転わが民族の全知全能を人類の文化に傾注」することを主張している<sup>21</sup>。

法隆寺壁画の焼失の問題が議員の間で「文化財」について熱狂的に議論が展開された背景にも、実はこうした文化国家論があったのである。戦後、多くの知識人たちがしていたように、敗戦で荒廃した日本を再建するためにナショナル・アイデンティティを模索していたのだ。

このために、法隆寺壁画をはじめとする「文化財」が、あたかも日本人のアイデンティティの基盤であるかのように前提のものとされ、「文化財」の管理責任について熱気を帯びた議論が展開されていたのである。

勿論、このことに疑念を抱く者たちも存在した。それは美術史研究者たちである。彼らは、明治期において宝物品や建造物などの宗教的な文化財が美術として扱われ始めて以来、それらを対象に研究を行ってきた人々であった。

会津八一は1949年に記者の取材に対して次のように述べている。

「法隆寺を焼いた責任は、法隆寺にあるか文部省にあるかと世間でやかましくいうけれども、その責任は君達国民にある。焼けてしまってから、どこへ行っても、あれは実に惜しかった惜しかったと、この頃はまるで時候の挨拶のようにいうけれども、焼ける前には誰もあの寺の美術の噂をするものもなかったし、この地方（新潟：筆者補足）からあちらへ見学の団体が繰り出したことも聞かない。つまり平素からあまり興味もなく、ちっとも大切にしているふうもなかった。焼けてから急に惜しがるのは、ちょうど金持ちの馬鹿息子が蔵の中に死蔵していた先祖伝来の宝物を泥棒に持って行かれ、役所への届出をするた

---

<sup>21</sup> 日高編『戦後思想の出発』 p 78,60,61,57

めに価格を計算してから始めて口惜しがっているのと同じことだ。

…（国民が選んだ）代議士の中から割合に利口なのが大臣になって国のことを世話するのだけれども、そんな連中は、こんな場合には惜しかったとか、なんとか、一人前のことをしかつめらしくいうけれども、つねづねから美術の尊さを考えている人は恐らく一人もいない。…もし惜しんでもないものを、さもさも惜しがっているように見せようとするのなら、こういう虚偽な態度を国民は断然改めなければならぬ。」<sup>22</sup>

戦前において「文化財」はナショナル・アイデンティティではなく、美術史研究者などの中でしか重要性が認識されていなかったのにも関わらず、あたかも「文化財」がナショナル・アイデンティティの基盤であるかのように政府で議論されていることが、会津には虚偽な態度と見えたのである。このような見解は美術史研究者のなかで多数ではなかった。むしろ多くの者たちは「文化財」が美術史研究者以外の人々に注目を浴びることを内心では歓迎し、法隆寺壁画の焼失を惜しむ発言をしていた。戦前において「文化財」は、会津が述べるように、美術界以外には注目されていなかったからである。しかしながら、戦前における美術界における会津の位置を考えると、彼は「文化財」が注目される風潮を歓迎するはずであったのではないか。

会津はギリシアへの憧憬から奈良美術の研究をし始めるといふ、オーソドックスな日本美術への関心の持ち方をしていた。多くの美術研究者は最初から日本の古美術に関心があったのではなく、ギリシアやインド、中国、朝鮮などの海外の美術に関心を持ち、その影響が日本の古美術にも見られることから日本美術への関心を持ったのであった。

たとえば、奈良の古寺や古物について書かれた『古寺巡礼』を著した和辻哲郎は、ヘレニズムやインドの日本への影響を見いだしていた。和辻の著作と同様に著名な『大和古寺風物誌』を著した亀井勝一郎は、ギリシアへの憧れに魅せられて、日本のギリシアである奈良の古社寺へ入れ込んでいったのであった。彼は、元々1928年に治安維持法違反の容疑で検挙されたこともある左翼の活動家だったが、1935年に転向する。その時、左翼思想を清算する際に見いだしたのが、高校時代にゲーテの作品を読むことで抱いた「ギリシア・ローマを訪れて、そのの廢墟に佇む」という青年時代の夢であった<sup>23</sup>。

多くの美術研究者は海外から影響をきっかけとして古美術を研究していたが、1920年代後半からは、しきりに海外からの影響を排除し、日本美術は海外文化の影響を受けて進歩してきたのではなく日本のみの力で進歩してきた、という日本の独自性を主張するのが主

<sup>22</sup> 会津八一「のこる美術のこす美術」『中央公論』6,1949 p77-78

<sup>23</sup> 亀井勝一郎「古寺を巡りて-十五年の思い出」『亀井勝一郎全集 14 巻』p407-408

流となっていた。

会津は日本美術の独自性を主張せずに、その当時は時代遅れと見なされていた、日本古美術のギリシアからの影響を主張し続けていた人物であった。会津にしてみれば、手のひらを返したように日本美術の独自性に傾倒するのは共感できなかったのであった。彼は、当時の潮流を批判し、「奈良時代の我らの祖先が、一もなく二もなく支那美術にかぶれたことは、支那にかぶれたのではなく、当時の支那美術がギリシアより印度を経て来た、世界的な国際的な性格が多分にあつたからである」、日本文化の独自性を誇りたいなら「法隆寺の存在を抹殺」したほうがいと主張していた<sup>24</sup>。

ギリシアや印度の影響に着目するという国際的な視点から日本文化を評価する主張は、「文化国家」のスローガンを掲げて「文化財」に注目する論調と一致する可能性もあった。ギリシアや印度の影響が「文化財」に見られることから、日本が世界に誇れるものは「文化財」である、と主張することもできたからである。だが会津はこれを賛同するどころか批判した。1920年代の美術界の日本美術独自性への傾倒は共感できなかったが、戦前は美術界だけが注目していて、「文化財」などに見向きもしなかった知識人たちが、戦後になって法隆寺が焼失すると突如「文化財」に熱狂的に注目する状況の方が共感できなかったのである。

「文化財」が日本人のアイデンティティの基盤であるかのように熱狂的に議論する知識人に違和感を覚えたのは会津だけではなかった。1950年の文化財保護法で文部省から独立した文化財管理機関となる文化財保護委員会の委員に後になる美術史研究者の矢代幸雄も違和感を抱いていた。

矢代は旧制一高、現在の東京大学で英文学を専攻、1915年の卒業後東京美術学校の英語講師になることをきっかけとして西洋美術史の研究をし、待望であった欧米留学を機に帰国後日本の古美術に関心を持つという、前述したオーソドックスな美術史研究者であった。矢代は会津と違い、1920年代の潮流に傾倒していた。美術界で主流に位置していた彼も、法隆寺金堂壁画の焼失から2ヶ月後次のように述べている。

「余の不安にも心外にも感じていることは、法隆寺壁画の真価が、国民一般にも、また当時の人々にも、案外解っていないのではないかと、と思われる点である。大抵の人々は、正直のところ、大和古寺の名宝がまた一つ焼けて惜しいことをしたくらいに感じられているのではなからうか。近畿には古寺は沢山あり、その中に通俗に世界的国宝と講せられる

---

<sup>24</sup> 会津八一「東洋美術史講義 一」『会津八一全集 2巻』p255, 274

ものは、幾つあるか解らない。然もそれ等はちょいちょい焼けているのである。

…日本のように国宝というものを多数に揃へて、それを焼いて平然たる国は、世界の何処にも見たことが無い。そういう状態を頻繁に見せつけられていれば、法隆寺壁画の焼亡に国民は縦令一時は新聞が大きく報道したり専門家がいろいろなことを言ったりしたので興奮しても、やがて国民の気持ちの落ち着くところは、また大切な国宝が一つ焼けて惜しいことをしたと思つて、そして直に忘れてしまう程度ではなからうか。

…日本の国民常識がその程度しかないといういふところにもっとも重要な根源が存するのではないか。」<sup>25</sup>

矢代の指摘は鋭いものであった。「文化財」を尊重することは国民一般に普及していたことではなかった。国民にとっては、大切だといわれている国宝が一つ焼けて惜しいことをした、という程度であったのである。それにも関わらず、議員及び保守政権は「文化財」をナショナル・アイデンティティであるように議論していたのである。

議員及び保守政権の文化国家論を下敷きとしたナショナル・アイデンティティの模索は、文部省の管理責任の問題から、保存法自体の問題へと議論の方向を向かわせる。議員立法として参議院文部委員会から提出する動きが生じるのである。議員の側は、文化財の管理能力の欠落を法律の不備に求め、管理主体への規制を強化しようと考えていたのであった。管理主体であった保守政権及び文部省側も、高瀬文部大臣が、国法保存法が時代遅れの古い法律であるとして、「国宝に対する今日の失火その他の災害を生ずる一部の原因になつておると考えております」と述べるように、議員の動きに便乗することとなる。

1950年の5月30日、文化財保護法は圧倒的多数の賛成により制定されるのであった。この法律では、「文化財の所有者その他の関係者は、文化財が国民的財産であることを自覚」しなければならないというように、「文化財」が「国民的財産」であるという、あたかも日本国民のアイデンティティの基盤であるかのような文言が入れられる。

明治初頭、軍事や経済面において弱小国であった日本が、ナショナル・アイデンティティの対象として「美術」が掲げ、古社寺保存法により国宝及び特別保護建造物を選定したように、戦後の日本は危機的状況に追い込まれていた。参議院の文部委員会で参考人として文化財保護法の法案に意見を求められた建築学者の藤島亥治郎が、「文化財」の法整備に向かった動機に「文化国家としての日本再建の手段として急に取り上げようとした」ことがあると言われても仕方がない、と述べているように、文化財保護法の制定は日本再

---

<sup>25</sup> 矢代幸雄「法隆寺壁画の焼亡と国宝保存の問題」『世界』4,1949 p37



建のためのナショナル・アイデンティティの模索の現れであった<sup>26</sup>。だが、国民一般にとってナショナル・アイデンティティでないものを、ナショナル・アイデンティティと規定する前に行わなければならないことがあったのではないだろうか。矢代は次のように述べている。

「法隆寺壁画は、復興しようとしたとて出来る筈もない最高の国の宝、人類の宝だったのである。それをむざむざ失った今日、我々の第一に成す可きことは、この国の誇りの喪失を心より弔うことである。国家の偉人が逝いた時、国民を挙げて国葬を営み、国民一般が喪に服し、逝いた偉人を追慕しその恩に感謝するならば、法隆寺壁画の焼亡のために、何故国民的悲哀の議が発せられないか、不思議に思うのである。

…斯くの如く真の国宝を愛惜し心を籠めて哀悼することが、国民一般をして真の国宝を尊重せしむる誠心を養い、責任感を強め、これほどのものをむざむざ焼かせるやうなことをさせなくする唯一の、そして最も人心に自然なる道であろう。」<sup>27</sup>

戦前は美術史研究者のみに重要視されていたのであるから、国民一般に「文化財」を尊重する精神を養う必要があったのである。

早急な法律制定は、「文化財」を「国民的財産」と規定し、この法律に依拠して「文化財」を尊重することの普及していなかった国民の破壊行為を逸脱と見なし、そのような国民を矯正する可能性を秘めてしまった。つまり、政府が決めたものを国民に押しつけるという、戦前の国民教化が生じる可能性を内包してしまったのである。このことは、後に論じるように、教育における「文化財」を愛護する主体の形成という形で現実のものとなる。

### 1-3 共産党系知識人及びマルクス主義歴史学者と「文化財」

「文化財」は、まるで日本人のアイデンティティの基盤であるように、政府及び大半の知識人に扱われた。前述したように、経済、軍事の翼をもがれた戦後の日本はそうする道以外の選択肢が存在しなかったのであった。しかしながら、共産党系知識人及びマルクス主義歴史学者は「文化財」をどのように受容したのであろうか。結論から先に述べるならば、彼らも彼らの論理で「文化財」の存在を必要としていた。多くの知識人のように日本

<sup>26</sup> 藤島亥治郎「文化財保護法私見」『文部時報』874号（ぎょうせい、1950. 7）p22-23

<sup>27</sup> 矢代前掲「法隆寺壁画の焼亡と国宝保存の問題」p37

人のアイデンティティの基盤であるかのように「文化財」を扱わず、彼らの論理に従い、「文化財」を国民のものにしようと考えていたのであった。

日本共産党員の中野重治が法隆寺壁画の焼失の原因を積極的に追求していたことはすでに述べた。中野は1935年頃の法隆寺訪問の際の記憶を元に、防火の状況を細々と問いただしていた。だが、共産党系知識人は、戦前において、マルクス主義歴史学の理解に従って、「文化財」を支配階級の文化として否定的に見ていたのではなかったのではないだろうか。

たとえば、社会学者の保田与重郎は、昔左翼の活動家であった亀井のことを、「奈良時代などのわが美術を、奴隷制度の作ったものだとし、そういう史観の下で否定的だった」と回想している<sup>28</sup>。

中野が法隆寺壁画の焼失の原因追及に積極的であったのは、彼個人の感情に負うものではなかった。彼が行っていたことは民主民族戦線という日本共産党の公式方針に従っていたのである。

共産党は1948年3月には、民主民族戦線の結成を提唱していた。これは、1946年に中国亡命から帰国した野坂参三が、共産主義者こそ「真の愛国者」だと唱える「民主人民戦線によって祖国の危機を救え」と題して講演したものを、党中央委員会によって「保守亡国政府反対」をうたって改めたものであった<sup>29</sup>。

このような「民族」の強調は、当時の国際共産主義運動の公式路線に沿うものであり、ファシズムに対抗するために共産党を中心に「人民戦線」を構成するという戦術は、1935年のコミンテルン第七回大会によって採用されたものであった。

戦後の日本において共産党は、当時主流であった『日本資本主義発達史講座』の執筆者たちによる講座派マルクス主義歴史学の歴史観に従い、明治以後の天皇制を君主制のなごりであるとし、寄生地地主制に支配された農村から安い労働力が配給されるという近代以前の要素に支えられた、近代初期の状態の絶対王政の一種と位置づけていた。そして、身分や地方の枠組みを超えた近代の産物である「民族」や「国民」によって天皇制を打破する市民革命を目指し、その後に社会主義革命に進むという「二段階革命論」を共産党は唱えていたのである。

中野の行動は、こうした「民族」の文化である「文化財」が、保守政権のずさんな管理によって荒廃することに危惧していたことの現れであり、共産党の公式見解に沿うものであったのである。同じ文脈で、共産党主流派影響下にあった日本文化を守る会という組織も、その一員であったマルクス主義中世史家の松本新八郎が述べるように「法隆寺の壁画

<sup>28</sup> 保田与重郎『保田与重郎選集 6巻』講談社 1972 p336

<sup>29</sup> 神山茂夫編『日本共産党戦後重要資料集 第1巻』三一書房 1971 p323

の焼損事件がもととなって起こった運動であった」<sup>30</sup>。

しかしながら、戦後直後のマルクス主義歴史学において、民族は近代以降に形成されるものなのだから、その民族の文化として、支配階級が保持してきた「文化財」を選択することに矛盾はなかったのであろうか。

矛盾含みであることが無視されていたわけではなかった。たとえば、松本は、「文化財」が過去の歴史で「支配階級の財産であり、階級支配の道具」となっていたことについて、「その製作を指導し、その成果を所有し、それを自己の権威のために利用したのは支配階級」であったが、「それらの一切のものを作ったのは、その時代の労働者・農民・奴隷や農奴や職人たちであった」と述べる<sup>31</sup>。そして、このような認識のもとに、「文化財」を国民のものとすることによって、「世界の平和と進歩」、つまり国民の手による革命に利用しようと考えていたのであった。

「文化財」が「民族文化」であることは、共産党系知識人の全体に統一されているものでもなければ、マルクス主義歴史学たちの間でも統一見解ではなかった。たとえば、1948年の11月の座談会「民族文化の問題」で、石母田正は、「民族文化」とは過去の伝統に求められるものではなく、「勤労者階級が中心になって新しい文化創造」を行うことだと主張し、「すぐ法隆寺、万葉集、お茶、お能」を「民族文化」とすること批判した<sup>32</sup>。

当時の石母田は、「民族」が過去の伝統ではなく、未来に向かって創造されるべきであるという「民族」観に従っていたために、支配階級の文化である法隆寺などを「民族文化」と称することはできないと考えていたのである。石母田のこうした考え方が、新しい「民族文化」の創造という形で、国民的歴史学運動に発展していくことになる。

こうした見解の違いも、1950年には統一されることとなる。朝鮮戦争勃発直後の1950年8月に、6月にソ連共産党機関紙『プラウダ』に発表されたスターリンの言語学論文が翻訳され共産党機関誌『前衛』に掲載される。近代資本主義の発達で市場・言語・文化などの共通性が生じた後、「民族」が形成されるという考えから、近代的な「民族」は資本主義以降に形成されるが、その基盤には近代以前の「民族体」が重視されるべきだとう考え方にスターリンは変更したのである。

コミンフォルムによる日本共産党の平和革命路線への批判をもとに、共産党地下指導部は、「アメリカ帝国主義」と闘う民族独立闘争を強化するために、1950年3月に「民族的、人民的芸術文化の保存と発展」を掲げていた<sup>33</sup>。この状況でのスターリン論文の掲載は、「民

<sup>30</sup>松本新八郎「民族文化をいかにしてまもるか」『歴史学研究』11,1951p39

<sup>31</sup>松本同上 p38

<sup>32</sup> 中野重治、石母田正、藤間生大「民族文化の問題」『展望』11, 1948 p47,48

<sup>33</sup> 『日本共産党50年問題資料集1巻』p37

族文化」は、近代以前のものも含むべきだと促すものであった。

こうしてマルクス主義歴史学たちさえも民族観を転換することになる。「文化財」が「民族文化」であることを批判していた石母田も、賞賛する立場となる<sup>34</sup>。批判するものは「近代主義者」であると批判がなされていった。

マルクス主義歴史学者の大半が民族観を転換することで、慎重な姿勢がなくなり、「文化財」が「民族文化」であるということへの批判はなくなった。そして、「アメリカ帝国主義」によるアメリカ文化の浸透によって「健全で民主的な日本民族の文化は圧迫」されていることに対して、「民族文化」である「文化財」を国民に広く知らしめようという動きに移行するのである<sup>35</sup>。

たとえば、1951年のマルクス主義歴史学者が多くを占める歴史学研究会の大会は「歴史における民族の問題」を主題として開催され、古代史家の藤間生大は、アメリカの植民地化による隷属は、一部の外国資本と結びついて利益を得ている資本家を除き、日本のすべての階級の人間の危機だとし、「民族の危機に対して対抗するには、民族的なほこりを全民族に知らせて、わが民族が自信をもつこと」を主張し、茶の湯や生け花、大仏などを賞賛した<sup>36</sup>。

国文学研究者の久松潜一は、「もとより文化は今日及び将来において創造されるべき」というマルクス主義歴史学の歴史観に従いながらも、過去の文化遺産のみに頼るべきではないが、「過去に有するすぐれた文化遺産の上に新しい文化の創造もあるであろう」として、「そのために文化財を保存することが必要となるのであり、また私どもの義務である」と述べている。そして、そのためには、「国民のすべてが文化に対する深い愛を有することが必要である」と主張する<sup>37</sup>。

こうして共産党系知識人及びマルクス主義歴史学者の間においては、戦後直後は、国際的な動きによる共産党の公式路線に基づいて、一部の知識人が、市民革命に利用できる「文化財」を「民族文化」として、管理能力のない保守政権から守ろうとしていたが、1950年

---

<sup>34</sup> 石母田の転換の内発的要因については、小熊英二『「民主」と「愛国」』8章にて詳しく論じられている。本稿では、「文化財」の受容に力点を置いているため、個々の思想家の詳細な分析は行っていない。

<sup>35</sup> 1950年1月のコミンフォルムによる日本共産党の平和革命路線の批判によって、その対応をめぐり、徳田球一などを中心とする「所感派」と、宮本顕治などの「国際派」に分裂した。主流派となった所感派の主導のもとで平和革命路線は放棄され、3月には「民族の独立のために全人民諸君に訴う」という中央委員会の声明が出される。その声明には、アメリカ文化の浸透で日本民族の文化が圧迫されていることが強調されていた。『日本共産党50年問題資料集 1巻』p35-39

<sup>36</sup> 藤間生大「『歴史における民族』のあつかい方」『歴史における民族の問題』（岩波書店、1951）p167

<sup>37</sup> 久松潜一「学術資料の保存について」『歴史評論』10, 1951 p38-39

のコミンフォルム批判、スターリン論文による民族観の転換により、「文化財」は守るべきものであり、アメリカの植民地化に対抗するために、「民族文化」である「文化財」を国民に共有させようという考え方が主流となったのである。

「文化財」は支配階級の文化であるから有害であるという主張をするはずだった共産党系知識人及びマルクス主義歴史学者たちは、国際的な方向性により彼らの論理を転換し、「文化財」を国民に知らしめようと考えようになった。「文化財」が日本人のアイデンティティの基盤となっていないことを自覚していただだけ、大半の知識人よりも理性的であったとも言えよう。

1950年代前半に共産党の党員も党内紛争により大幅に減少することになる。そして、1955年には日本共産党第六回協議会により、「民族文化」の民族への浸透を主張する共産党の主流派であった所感派は、それに反対を示していた少数の国際派に主導権を譲り、国民の信頼をなくすことで共産党の権威も失墜した。「文化財」の愛護の国民への浸透は達成されないまま、高度経済成長へと突入するのである。

## 2章 「文化財」と「愛護」

本章では、「文化財」を愛護する人々がどのように形成されるかを検証する。その前提として、第1節では、日本人のアイデンティティの基盤となっていない「文化財」が、国民にどのように受け入れられたかを概観する。そして、第2節では、戦後教育と「文化財」の関係を検証する。第3節では、教育を通して「文化財」を愛護する主体が形成されることを論じていく。

### 2-1 国民の文化財観賞と破壊

国民に対して「文化財」を尊重する精神は養成されなかったが、国民は文化財に接触しなかったわけではなかった。1953年頃から文化財観賞が一種のブームとなる。ブームとなったからといって国民一般が「文化財」をアイデンティティの基盤としていたわけでもなければ、それを尊重していたわけでもなかった。

この文化財観賞ブームは、前述した法隆寺壁画の焼失の新聞報道によるものであった。焼失の報道は連日掲載され、全国に広がっていたのである。

当時駆け出しの記者であった船戸洪は、「ある社の記者が直属部長に「法隆寺の金堂が焼けました」と電話したとたん、「田舎の寺のボヤで余り騒がすなっ」と怒鳴られたというゴシップが伝えられた」と回想しているが、当初は新聞社にとっても単なる「田舎の寺

のボヤ」程度のものでしかなかった<sup>38</sup>。

ところが、新聞社は格好の話題であるかのように、連日のように法隆寺のことを報道するようになる。あるものの回想では、その後も新聞は、1954年の法隆寺金堂の修繕が完了するまで、「たとえ針一本、カワラー一枚の記事でも大いに優遇してスペースを提供」していたという<sup>39</sup>。

こうした新聞による報道に呼応するように、1949年頃から奈良には大型観光バスが進出した。たとえば、法隆寺に行くために1日数往復の関西線の汽車で法隆寺駅へ行き、下車してから約半里の道を歩く、または1時間に一本のバスで行く、というような状況は一新されたのである。

報道普及と交通手段の整備を背景に、人々は堰を切ったかのように文化財観賞に乗り出す。しかしながら、こうした観光も国民一般にみられる傾向ではなかった。1950年の調査で新聞程度の読み書きが完全にできるものは人口8320万人の内の4.4%しかいなかったこと、何よりも当時観光旅行ができるものは富裕な上層民の特権的なものであったことから考えれば、現在のような一般的なのものではなかった。ジャーナリズムによって「お寺ブーム」という流行語が作り出される、1957年の観光実態調査によれば、5月2日、3日の法隆寺、東大寺の来場者数は、法隆寺が8368人と8776人、東大寺が1,7424人と2,2977人程度であった<sup>40</sup>。文化財観賞といっても極限られた人々の行為だった。「ブーム」に目をつけて、大都市では、新聞社が企画するデパート展が開催され、上層民にとっては文化財がより身近なものになっていく。上野のデパートで開催された際には、異常な人気を呼んで観衆が殺到し、デパートの売上げが1日で1千万円伸びたほどであった<sup>41</sup>。

都市部や観光旅行に行けるような上層民は「文化財」をどのように認識していたのであろうか。結論から述べるならば、単なる見せ物以上には認識されていなかった。

たとえば、中国仏教美術史研究者の松原三郎は、1953年頃からの文化財ブームに対して、「その種の展覧会もかなり盛んに開かれ、わりに入場者も多かったようだが、それも一種の物珍しさでどれだけ作品が理解されたかは甚だ疑問である」と述べる<sup>42</sup>。また、奈良に観光に来る上層民を見て、あるものは「花見や紅葉狩りだけで帰ったのでは文化人らしくない。文化人であるために、物見遊山にハクをつけるために、今や法隆寺見学ということが不可欠にさえなって来たのである」と述べる<sup>43</sup>。

<sup>38</sup> 船戸洪「喪われた文化財」『芸術新潮』10,1955 p266

<sup>39</sup> 坂上史「法隆寺を荒らすもの」『芸術新潮』11,1957 p66

<sup>40</sup> 坂上同上 p64

<sup>41</sup> 「国宝12の問題」『芸術新潮』12, 1956 p254

<sup>42</sup> 松原三郎「忘れられた文化財」『芸術新潮』9,1958 p159

<sup>43</sup> 同上 p64

亀井勝一郎は 1956 年の岡本太郎との対談において、当時の文化財ブームに対して、「大和の法隆寺とかああいう古いお寺を見て廻って、一種の異国趣味の対象だろう」、明治以後の日本人は、日本の伝統に対しても、ヨーロッパのものを多く受け入れながらヨーロッパに対しても異邦人だから、「やむを得ないと思う」と述べる<sup>44</sup>。

日本人のアイデンティティの基盤となっていなかったはずの文化財は、新聞社の宣伝、交通手段の整備により上層民に観賞されていったのだが、「文化財」は、尊重すべきものとは認識されることはなく、単なる珍しい見せ物として認識されていった。このような状況に、異議を申し立てるのは美術研究者と俗化を嘆く寺社の古僧のみであり、博物館員などの文化財保護関係者、多くの社寺は、博物館に出品したら千円程度にしかならないために、出品料数百万円のデパート展に文化財を出陳して、利益を得る始末であった。

一方で、上層民以外には、「文化財」は珍しい見せ物以下の認識しかされていなかった。美術史研究者であり奈良県庁職員であった松本檜重は、文化財の宝庫と呼ばれる奈良地方でさえ、名宝である薬師寺金堂本尊の台座の大修理着工の新聞報道に対して、「困る困るといってながら、国家も案外ぜいたくな金を使うものだ」と批判的な言い方をする人が相当いたと述べている<sup>45</sup>。奈良においては、文化財保護行政の怠慢により、「文化財」は見せ物以下どころか経済成長による地域の発展を阻害するものとして批判的にも捉えられていた。史跡に指定されているために、一間に足りない垣根を修理するにも写真を添付した許可申請書を、東京の文化財保護委員会に提出し、許可をもらえないと自由勝手には着工できず、その許可を待ち続けて半年後にやっと発掘調査が行われ、その半年後に許可が下りるといふ具合であった。「文化財」保護にご協力をという決まり文句を繰り返す行政に対して、奈良市佐紀町では 200 人の住民が、「地元の発展を阻害する特別史跡指定など即解除してしまえ」という意見や、国は国有地でさえも管理が行き届いていないのに私有地に対して規制して、「口先だけで大事な史跡だといっているとしか受け取れない」という意見が出し、史跡解除運動が起こすもあった<sup>46</sup>。庶民は、「文化財」に対して関心のないもの、もしくは奈良など文化財が多く存在する地域においては、地域発展を阻害するものと認識していた。

1958 年に転機が訪れる。この年の教育課程の改訂で、修学旅行が学校行事の一つとして正式に規定され、貧困家庭の児童生徒に国公費から修学旅行費が補助されるようになったのである。これに合わせて、国鉄は修学旅行専用列車 8 本を製作、瀬戸内海には修学旅行専用汽船 2 隻が浮かぶようになる。修学旅行団 500 万人以上が奈良に押し寄せるようにな

<sup>44</sup> 亀井勝一郎・岡本太郎「伝統論争」『芸術新潮』11,1956 p99

<sup>45</sup> 松本檜重「文化財の保護と信仰」『教育技術』11, 1955 p221

<sup>46</sup> 「〈特集〉調査ブームは何を発見したか」『芸術新潮』9,1959 p285-287

ったのだ。1960年には修学旅行専用列車ひでの号が運行し、修学旅行を実施しない方が珍しいこととなった。

修学旅行の学校行事化は、単なる来訪者数の増加を意味しているわけではなかった。少数の上層民だけでなく、「文化財」に関心も示さない、または接する機会がなかったような庶民まで、まさに国民一般が文化財に接触することになったのである。

「文化財」を受容する土壌を持たない学生たちは、文化財の観賞を通して何かを学ぶというよりも、「みんなで旅行して、一緒に食事をしたり、旅館で寝たり、時にわいわい騒いだりしたこと」を修学旅行の一番印象に残ることとして記憶する<sup>47</sup>。文化財の観賞などというよりも、友達との時間を過ごすことの方が学生たちには重要であったのである。

たとえば、京都新聞社への高校生の投書では、枕投げをして大騒ぎしたことを、「おとながみたらまったく馬鹿げたことだと笑うかもしれません」と述べながらも、枕投げが旅行を通じた友達との心のふれ合いの一コマとして、「家に帰ってから思い出すのは、マクラを投げ合った友達のこと」だという意見が見られる<sup>48</sup>。

都内でも有数の受験校の校長は、学生たちを見て、「旅の文化財を自発的に研究しようという意欲は全然とってよいほどもってな」く、「また、寺か、寺はもうごめんだよ」という学生たちが相当にいると述べている<sup>49</sup>。

「文化財」に関心をもたない学生たちが、修学旅行の強行スケジュールの中で、文化財の破壊を行うことがしばしば生じるようになる。たとえば、特別史蹟名勝天然記念物に指定されている西芳寺の竹藪への落書き、東大寺の持国天の宝剣の盗難、法隆寺の国宝への落書きなどである。法隆寺への落書きが多発したために、法隆寺側が北海道教育委員会に抗議したほどであった<sup>50</sup>。

学生たちに代表される「文化財」に関心も示さない、または接する機会がなかったような庶民までを含めた国民一般の文化財への接触は、「文化財」を尊重する精神の養成が国民に養成されていないことを、「破壊」という目に見える形で露呈することとなった。

こうした「文化財」を尊重する精神のない「破壊」をする学生たちが対象となり、教育の方面から「文化財」保護思想の育成が実践されていくのである。

## 2-2 戦後教育と「文化財」の活用

1947年4月から小学校6年、中学校3年の六・三制の導入とともに、初等教育では修身・

<sup>47</sup> 「修学旅行と文化財」『月刊文化財』5, 1966 p14

<sup>48</sup> 同上 p9

<sup>49</sup> 同上 p10-11

<sup>50</sup> 同上 p7



歴史・地理が廃止され、それに代わって社会科が新設された。この社会科は従来の教科書暗記を排し、生徒の討議や体験学習、自由研究を重視するものであった。このような教育手法は戦前には全く存在しなかったために教師の多くは困惑した。なぜならば、図書館や校舎が不足している状況で、自由研究を実施しなければならなかったからである。

図書館などの資料がない状況で自由研究の対象になったのが、地域に点在する古墳などの身近な文化財であった。

滋賀県の中学校に1949年から奉職し、社会科を担当したある教師は、戦後の新教育における社会科は、「やたらに社寺や官庁を生徒がたずねて社会人に迷惑を与え」ているとして不満に思ったと述べている。そして、「雑炊社会科に筋金を入れた魂のこもった授業」を志して、「郷土研究と社会科、とくに日本史と郷土史の問題を研究の中心として、人間形成に役立つ教育を実践しよう」と思い、「くにのあゆみ」という教科書の古墳を学ぶ際に、延命寺山まで出かけ青空教育を実施した<sup>51</sup>。

もちろん、このような社会科での文化財の活用は、この教師が実施を始めた1949年当時、教師の全体に共有されていたものではなかった。郷土史研究指導書は戦前のものしか存在しなく、戦前の愛国心を養う郷土教育が想定されるからである。

だが、1954年には多くの教師たちが社会科での郷土史の活用を行い始める。マルクス主義歴史学者たちによる国民的歴史学運動としての月輪古墳の発掘が、知識人と民衆が連帯して「国民の歴史」を創っていく成功例として賞賛されたからである<sup>52</sup>。前述した教師が『歴史教育』に投稿したのも時期を同じくした1954年であった。

社会科において郷土史として身近な文化財を用いることが普及した要因は、実は教師たちにもあった。戦後において教育に従事していた人間が戦前と同じであったことである。占領軍の指令で教師の資格審査と追放が行われたが、追放されたのは0.5%にすぎなかった。そうした教師にとって、戦前には全く存在しなかった生徒の討議や体験学習、自由研究を重視する教育よりも、戦前に慣れ親しんだ愛国心を養う教育に近いものの方が、教師たちにとっては実施しやすかったのである。

こうして教育での文化財の活用は普及することとなったが、当時の教育は決して「文化財」を学生たちに尊重させようというものではなかった。文化財を活用する郷土史は、戦前の暗記を中心とした抽象的な歴史学習に対する具体的な学習として、歴史学習への関心を育むものと考えられていたからである。

たとえば、長野県の小学校教師は、郷土史を歴史教育とした上で、暗記教育の教育方針は誤りであり、「今までの歴史教育はほんとうに歴史的なものの考え方を練り上げるとい

<sup>51</sup> 渡辺守順「郷土史をいかした歴史教育の実践」『歴史教育』1954,2 p111-115

<sup>52</sup> 月の輪古墳は『歴史評論』53号(1954)で特集が組まれている。

う史心の養成になっていなかった」と、生まれ育った地域などの身近なところで物の考え方の訓練を通して史心を養成していくことの重要性を指摘している<sup>53</sup>。

1957年の東京都教育委員会教科研修研究集会中学の部における郷土教育の取り扱いの討議では、史跡保存の問題について、「文化財」の尊重よりも、たとえ発展のためにつぶさなければならない場合は写真や記録等で保存して、「郷土の良さを大切に保存し、発展させる意識を持たせる事が重要である」と話し合われている<sup>54</sup>。

神奈川県鎌倉市の小学校の郷土教育においては、国宝館などの現場学習として「文化財」を活用した場合も、「文化財」を尊重させようという意図のものではなく、町のうつりかわりを学習して地域の特色を理解させようというものであった<sup>55</sup>。

このように、社会科において郷土史として身近な文化財を用いることが普及しいったのだが、当時の教育は決して「文化財」を学生たちに尊重させようというものではなかった。歴史学習への関心を育むものとして「文化財」を活用していたのである。

国土開発による史跡を中心とした文化財の破壊が1960年代から顕著なものになることで、教育における文化財の活用を行っていた教師の側から「文化財」を学生たちに尊重させようという動きが現れてくるのである。

### 2-3 「文化財」を「愛護」する主体の形成

1955年の住宅公団法、道路公団法の制定以降、史跡を中心とした文化財の破壊は度々生じていた。考古学者を中心として保存会もつくられ、破壊反対の声は挙がっていたのである。こうした破壊は事前調査が行われ、記録保存という形で行われていたのであった。前述したように、社会科教育においても「郷土の良さを大切に保存し、発展させる意識を持たせることが重要である」というように、地域の発展のための文化財の破壊は、否定的であるどころか、肯定的に考えられていた。1960年に池田内閣によって「日本の高度経済成長・国民所得倍増計画」が打ち出されるころから、史跡を中心とした文化財の破壊は加速し、全国的な広がりを見せることとなる。

たとえば、大阪府堺市浜寺にある経塚古墳が、敷地の90%を住宅地として転用するのにも関わらず、公民館建設という名目で取り壊された<sup>56</sup>。埼玉県の三千塚古墳群がゴルフ場造成のために破壊された。

史跡を中心とした文化財の破壊を考古学者たちが否定的に見るようになる契機となった

<sup>53</sup> 箱山貴太郎「小学校で郷土史をどう扱っているか」『歴史教育』1月号（1963）p86-87

<sup>54</sup> 瀧喜成「中学校における郷土教育のあり方」『歴史教育』1月号（1958）p104-105

<sup>55</sup> 堀越正夫「小学校3年生の郷土史の取り扱い」『歴史教育』1月号（1963）p81-84

<sup>56</sup> 石部正志「堺市の経塚古墳を破壊から守ろう」『歴史評論』2月号（1961）p42-43 及び石部正志「堺市の経塚古墳は遂に壊された！」『歴史評論』9月号（1961）p42-43

のが、近鉄が特別史跡に指定されていた平城宮跡の一面に検車区を作る計画を立て、国による全域の買い上げが不可能であることが明るみに出たことであった。文化財保護法の枠組みにおいては近鉄に工事着工を許可するしかない、と文化財保護委員会は結論づけたのである。全国の考古学者たちは、平城京跡でさえ守れないならば地方の古墳や貝塚は破壊されても当然で、この問題は史跡などの「文化財」に関する保護の天王山であると認識し、平城宮保存運動を始めたのであった。考古学界だけでなく、建築学界、歴史学界、美術史学界の人々が署名運動や国会に要望書を出すという形で、学界が結集する方向性も打ち出された。学界関係者や奈良地方を愛好する文化人によって「平城京を守る会」が結成され、「文化財」の保存の問題が国民全体の問題として取り上げられたのであった<sup>57</sup>。

このことが、教師たちによって学生に「文化財」を尊重する精神を養成することの引き金となる。

平城宮の問題が未解決の状態、1964年4月には静岡県の特別史跡に指定されていた登呂遺跡に東名高速道路施設が計画される。1965年10月に静岡市の中学校教師が指導する、中学校の郷土研究部、社会科部の学生による文化財少年団が6団体発足する。これらの少年団は、「郷土の文化財を勉強しましょう 郷土の文化財をたいせつにしましょう」をスローガンに一同に集まり、次のちかひのことばを読み上げて、「文化財」を愛そうと申し合わせたのであった。

「私たちは、祖先から伝わった文化財を勉強して、できるだけ大勢の仲間をつくり、これをたいせつにすることをちかいます」<sup>58</sup>

こうした「文化財」を学生たちに尊重させる試みが実践されたのは、静岡だけではなく、兵庫県の小学校教師も小学校の郷土クラブで「文化財」を学生たちに尊重させる試みを実践していた。この教師は、金閣寺に放火したのは青年僧侶、鶴林寺の重要文化財の仏像を池底に投げ込んだのも青年であるとし、児童の心情が左右される「幼時からの思想教育がいかんたいせつか」を強調する<sup>59</sup>。大人たちに「文化財保護思想」を植え付けるのは難しいが、「青少年の幼い心に植え付けるのはたやすいこと」だ、という。この教師は、

<sup>57</sup> 和田誠一「文化財は危機に瀕している」『世界』8月号（岩波書店、1963）p217-218

<sup>58</sup> 石原郁「文化財少年団の発足-静岡県の事例」『月刊文化財』12月号（1965）p14-15

<sup>59</sup> 浜岡きみ子「文化財保護思想をいかんにはぐくんできたか」『月刊文化財』11月号（1965）p33

あらゆる教材を用いて、学生たちに「文化財」の尊重を教化していた。

たとえば、文化財を観賞した際に感想文を書かせ、それに対して個別指導を加えること。地域の社寺や史跡などの文化財を訪問した際には、学生が身近に接している姿を撮影し、その写真を学校に随時展示して全生徒に見せること。その写真を持ち帰らせ、家族全員の話題の中心にさせて、家族から「文化財」の認識についての便りを貰う。郷土クラブの学生たちに「文化財」に関する話題や研究を劇化させ大人たちへ啓蒙すること、などが挙げられる<sup>60</sup>。

静岡県の中学校教師も「文化遺産は長い間民族の生活の中につちかわれてきたものであり、われわれは伝承し、創造発展さすべき重大な責任」をもつとし、「文化財の保護思想の育成には、義務教育中の小・中学生時代に教育の全分野で、相当な比重で指導の手を加えねばならないことを力説したい」と述べる。この教師は、郷土クラブの他に社会科の授業において、学生たちに「文化財」の尊重を教化していた<sup>61</sup>。

こうして平城宮の問題を契機として、それまで社会科において文化財を活用していた教師から、学生への「文化財」の尊重の思想教育が行われ、全国的な広がりを見せることとなる<sup>62</sup>。

教師から学生への「文化財」の尊重の思想教育において、重要な働きをしたのがスライドによる視覚学習であった。スライドを用いた教育はアメリカからもたらされ、戦後間もない頃から学生の学習効果の効率を上げるものとして教育に活用されてきた<sup>63</sup>。修学旅行においても 1958 年の学校行事化以前から用いられていた。

たとえば、島根県の中学校教師は、修学旅行の準備指導でスライドを用いると、「主な見学対象はこれによって説明すると、話が具体的になる」と述べている。ただし、当時は学生に「文化財」を尊重させる教育ではなく、「見学する前にいろいろな先入観を与えて、生徒の新鮮な感覚を傷つけないように」するために、指導者の主観や印象を強く出すこと避けられていた<sup>64</sup>。

学生に対して学習意欲を喚起するために用いられていたのである。準備指導でスライド

---

<sup>60</sup> 同上 p34-36

<sup>61</sup> 斎藤宏「文化財保護思想をいかにして青年にはぐくむか」『月刊文化財』11月号(,1965) p39-42

<sup>62</sup> 上記の事例はすべて文化財保護委員会の『月刊文化財』3周年の懸賞論文として応募された中の入選したものである。多数の応募があったことに募集した文化財保護委員の方が驚く状況であった。岡山県、佐賀県、福島県、茨城県、鳥取県、北海道など、全国の小・中学校からこの種の論文が全部で 34 件応募されていた。(『月刊文化財』11月号(,1965) p43 及び 11月号(,1966) p41)

<sup>63</sup> 西村静子「低学年視覚教育の実際」『映画教室』4巻(1950) p26-29

<sup>64</sup> 荒川潤「修学旅行の指導について」『歴史教育』5月号(,1955) p116

を見た学生たちは、間接的に観賞したという経験もあり、仏像や社寺などの文化財に接する際に多少なりとも興味を抱くのであった。

このように教育に活用されていたスライドを、学生たちに「文化財」を尊重させる思想教育に用いたのであった。たとえば、前述した兵庫県の教師は、遠隔地の文化財のスライドは購入するが、地域のものについては「郷土を歩いてスライドの作製に専念している」と述べている<sup>65</sup>。

スライドを用いた「文化財」思想教育の効果は絶大なものであった。

たとえば、愛知県の小学校の修学旅行の準備過程において、スライドは法隆寺にある仏像や建造物などの特徴を説明するために用いられた。金堂本尊の釈迦三尊像については、スライドをじっくり見せながら、金銅製、飛鳥様式の代表ということと共に、「左右対称、面長な顔、大きい手、長い目尻、つり上がった唇、笑っている、厚手の衣、素朴な感じ」などの、専門家が観賞する美術的な特徴を教えていた。この学校では法隆寺の文化財について詳細に扱い、その素晴らしさを、学生に自ら調べさせるのではなく、毎日徹底的に教え込んだのであった<sup>66</sup>。

スライドを用いた思想教育を受けた学生たちは、法隆寺の文化財を観賞すること心待ちにしていた。たとえば、ある学生は「六年生になってから、毎日学校で習ったこと実際に見てくれる大きな期待でバスの中は大さわぎだった」と描写し、あるものは「バスからおりた時は、もう法隆寺のことでむねがいっぱいだった」と述べている。

学生たちは文化財に接した後に、「千三百六十年も前の手工業の時代に、こんなすばらしい、世界にはほこれるものができていたのかと、昔の人たちのえらさにおどろいた」と述べ、「ぼくたちは祖先にもらったすばらしい国宝、世界に誇れる文化をたいせつに、後の世につたえなければならぬ。」と自ら語るものであった。

こうして「文化財」保護思想の教育を受けたことにより、「文化財」を「愛護」する主体、学生たちが形成されたのであった。

修学旅行後の女子学生の作文の一部を引用して本論を閉じようと思う。

「私が、修学旅行で、一ばん期待していた法隆寺、松並木を歩く、足に、力がはいる。南大門を通過して、中門の前にたった時、私は、中門と五重塔との、バランスのよさに驚い

---

<sup>65</sup> 浜岡きみ子「文化財保護思想をいかにはぐくんできたか」『月刊文化財』11月号(,1965) p35

<sup>66</sup> 酒井専一、浅野弘子、石川桂、天野暢保「文化財保護思想をいかにして育てるか」『月刊文化財』11月号(,1966) p36-38

た。…中門は、ふつうのお寺とちがっている所があった。ふつうのお寺の柱間は、きすうだけれども、この中門の柱間は、ぐうすうで、四間だということだ。中門をくぐって、廻ろうの中で、一ばん目についたのは、エンタシスの柱と、雲形のひじきだった。エンタシスの柱は、とてもくふうがしてあって、見た目もゆったりとしていた。

…百済観音 この観音さまは、釈迦三尊に、共通するところがあった。長い顔や、すらりとして、やせているところなどだ。ころもやしせい、やわらかくて、やさしい感じだった。ほかではみられなかった所は、五角形の台座や、ささええているじくが竹で、できているということだ。

…この美しいくふうがこらしてある法隆寺は、いつまでも、いんしょうに、のこるだろう。法隆寺を出て、バスは、東大寺へ向かった。」<sup>67</sup>

## 結論

「文化財」は決して日本人のアイデンティティである必然性はなかった。本論でも検証してきたように、戦前において文化財は日本人のアイデンティティの基盤ではなかったのである。

ところが軍事的、経済的な誇りを失った当時、日本を再建するために「文化国家論」が主張されていた。「文化財」は、ナショナル・アイデンティティとして、議員及び保守政権によって選択されたのであった。従来「文化財」を否定的に見るはずであった共産党系知識人及びマルクス主義歴史学者たちの間でも、1950年のスターリンの民族観転換に従い、市民革命に利用しようという理由で、ナショナル・アイデンティティとなっていない「文化財」を「民族」のアイデンティティにしよう、という気運が高まっていた。

「文化財」はナショナル・アイデンティティであるかのように振る舞わされることとなったが、「文化財」がナショナル・アイデンティティであるという見せかけは、修学旅行での学生たちによる文化財の破壊や盗難というように、国民が文化財に接することで目に見える形で露呈することとなった。国土開発による合法的な史跡などの文化財の破壊も生じるようになった。こうした状況に危機感を覚えた教師たちにより、教育という手段を通して、「文化財」を「愛護」する主体、学生たちが形成されたのであった。

「文化財」がナショナル・アイデンティティであると見せかけが存続しているということは、公的ナショナリズムの政策手段である、教育や国家による組織的宣伝が作動され続けてきた結果に違いない。

だが、このような見せかけにも終焉がくる可能性がある。京都を観光する人々を観察し

<sup>67</sup> 酒井専一、浅野弘子、石川桂、天野暢保「文化財保護思想をいかにして育てるか」『月刊文化財』11月号(,1966) p40-41

ていると、わざわざ旅行に来たのにも関わらず、文化財をじっくり観賞するのではなく、流し見をしていることが度々見受けられる。なぜ文化財を観賞するのか、なぜ文化財を観賞したいのか、そして、なぜ文化財を観賞しに来たのか、という疑問が、人々の自覚しないところで行為という形で現れているのかもしれない。

国民が「文化財」をナショナル・アイデンティティとして選択するか否かを問う時は、もう目の前に来ているのかもしれない。

## 今後の見通し